

「米国は誠実公平な仲介者だよ」

アラブニュース (サウジアラビア・リヤド) 2004.4.17 掲載

巻頭言

シャロンから米国へ、そしてアラブ支配者に「爆弾」が投げわたされる。アラブの人々にとって、イスラエルやアメリカとの闘いは、民主主義（民が中心になること）への長い行程の一部にすぎない。アメリカが勝手に「民主主義」と名付けたものに、そう簡単に乗るわけがない。5人の日本人がイラクで「人質」になった。その人々へ「自己責任」を問う声がでている。日本でもまた民主主義は、気を抜くことのできない大きな課題だ。というより、軍備と戦争のあるところ、いつでも民主主義は問われ続ける。

●有事七法案を検証する … 田巻 一彦

●活動報告

- ・愛知 再び「加害者」にならないために
不戦へのネットワーク事務局 幅 裕子
- ・広島 被爆地・呉をイラク派兵の拠点にはさせない
ピースリンク広島・呉・岩国 湯浅 一郎
- ・北海道 札幌の動き ーイラク・人質解放に向けてー
ほっかいどうピースネット 越田 清和

●神奈川の基地は今 厚木基地周辺の住民の被害
厚木基地を考える会 矢野 亮

●自衛官と家族への呼びかけを続けよう … 木元 茂夫

لا الحرب، لا الاحتلال!

No war, no occupation!



2004年4月



編集発行人 ● 脱軍備ネットワーク・キャッチピース

● 維持会員 (月額) 個人 1口 1000円 団体 1口 2000円 ● 参加会員 (月額) 個人 1口 500円 団体 1口 1000円

● 通信会員 (年額) 1口 3000円

(会費には本紙購読料が含まれます)



イスラエル軍の殺戮、破壊に立ち向かうガザの人々、その陰に隠れるアラブ諸政権 3.18.04



編集室から

- 何か、いつもの「キャッチピース」と感じがちがうな、とお感じの読者の方、その通りです。
- 名物編集長の(た)が超多忙のため、急きょ(み)にかわりました。その間、皆さんに何の説明もせず発行が止まり、申し訳ありません。そんな中、信じて送金をしてくださった多くの方、本当にありがとうございました。
- 今、パソコンをにらみつつ、とりあえず紙面を作ったところです。イラク情勢のニュースばかり聞いたせいか、表紙から「イラク、イラク」してしまいました。
- 内容に関係ない「漫画などなど」がはいってしまったのは、ご愛敬とお受け取りいただければ幸いです。これから、洗練度と情報力をきたえます。

(み)

会計報告 (03.9.13 ~ 04.4.18)

【収入】

1	次月からの繰越	639,637
2	当期の収入	33,000
(1)会費収入		
	①維持団体	0
	②維持個人	0
	③参加団体	0
	④参加個人	0
	⑤通信会員	33,000
(2)カンパ収入		
(3)運動収入		
(4)預金利子、資料収入		

【支出】

1	当期の支出	45,331
	(1)郵送費	38,384
	(2)文具・備品	3,397
	(3)振り込み手数料等	550
	(4)分担金	0
	(5)雑費	3,000

【残高】

次月へ繰越	627,306
-------	---------

月刊「キャッチピース」 発行●脱軍事ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会
 連絡先●232-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 tamaki@pw.catv.ne.jp
 郵便振替口座●00160-136148 「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)

「国民を保護」しようと思ったら 戦争などできない

有事七法案を検証する－〔1〕国民保護法案

田巻一彦（ピースデポ副代表／キャッチピース運営委員）

「有事七法案」が国会に上程されている（下表参照）。七つの法案は、大きく言えば、①国民保護法案と②米軍の活動を支援するための法案に分類できる。周辺事態法⇒テロ対策特別措置法⇒武力攻撃事態法という流れのほぼ最終的な到達点として、日米安保条約の事実上の改定、そして日本が「専守防衛」という防衛政策を放棄して米国流「予防先制攻撃」への加担を深めるという点で、②の法案群の意味合いはとても大きい。これらに対する批判は別の機会にするとして、今回は国民保護法案にしばって考えてみたい。

有事関連法案

法案名	内容
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(国民保護法案)	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護。国民生活への影響を最小化するための地方公共団体の責務、国民の協力、避難措置等。
自衛隊法の一部を改正する法律案	自衛隊と米軍の間の後方支援、物品または役務の相互提供に関する日米協定(ACSA)改正に伴う、自衛隊法改正。
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(米軍支援法案)	日米安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置。自衛隊に米軍への物品・役務の提供、土地の使用等。
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(海上輸送規制法案)	日本領海又は周辺の公海における外国軍用品の海上輸送の規制。停船検査(臨検)、回航措置、積荷の取り扱いに関する審判手続き等。
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(特定公共施設等利用法案)	米軍の行動を支援するための特定公共施設等(港湾、飛行場、道路、海城、空域及び電波)の使用手続き等。
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案	捕虜等の拘束、抑留その他の取扱い。ジュネーブ第三条約(1949年8月12日)など国際人道法の的確な実施を確保。
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案	国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰。「重要な文化財を破壊する罪」「捕虜の送還を遅延させる罪」「占領地域に移送する罪」「文民の出国等を妨げる罪」等。

今国会に提出
予定の条約

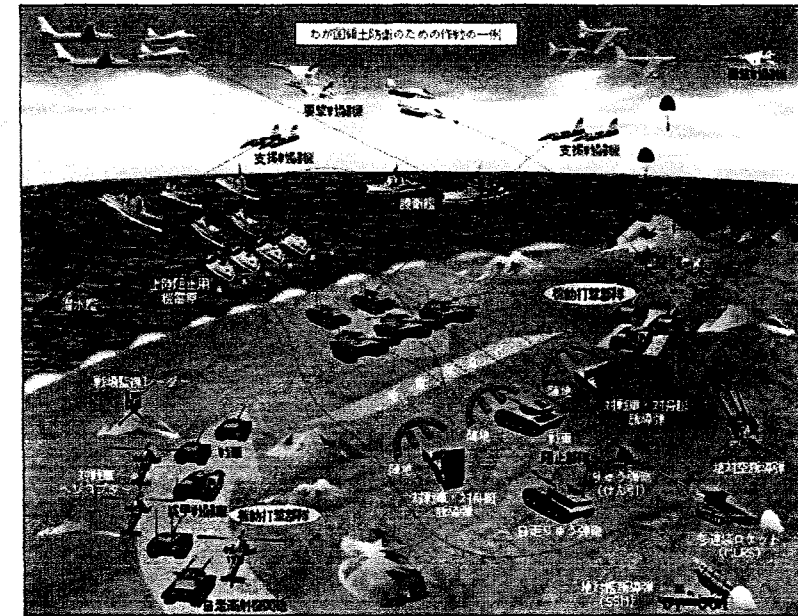
- 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)(仮称)
- 1949年のジュネーブ条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)(仮称)
- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定(仮称):有事ACSA

「戦争はありうる」というマインドコントロール

武力攻撃が起きてしまった時に、国の最大の責務は国民の生命の安全と人権、財産を保護することである。従って、それを確かなものにするための立法措置が必要であるという議論には説得力がある。だが、それよりも、私は、この法案の成立が、日本の社会に与えるだろう否

が相対的に後退し、戦争はありえるものだから、それに備えなければならないという心理が前面に浮上することにつながるだろう。

だからといって、「有事法体系の完成によって戦争のできる国になる」という警戒心を訴えるだけでは、不十分だと思



う。むしろ重要なのは、「軍事行動と市民生活の境界領域」において何が起こりうるのかを具体的に想定してみることだ。本当の意味で「国民を守る」ための手立ては、この法律には書かれていないことにすぐに気づくだろう。日本の安全保障政

策を、もう一度「憲法の平和主義と国際法の支配」のもとに引き戻すような国民的な議論を起こそう。そのたたき台としていくつか提案したい。

策を、もう一度「憲法の平和主義と国際法の支配」のもとに引き戻すような国民的な議論を起こそう。そのたたき台としていくつか提案したい。

<提案1> 「自衛隊の任務」を再検討する

上の図は、防衛白書から引用したものの。武力攻撃事態法は、ある日このような攻撃が始まることを想定している。この図をみてすぐに抱く疑問は、「国民は

どこにいるのか」ということだ。武力攻撃への対処の主役は言うまでもなく自衛隊である。自衛隊は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」こと

を主な任務としている（自衛隊法第三条）。ところが、沖縄戦がそうであったように、軍隊の任務遂行が、国民・住民の安全と必ずしも合致しない、むしろ、国民・住民の安全に対する直接の脅威となりうることを私たちは知っている。国民保護法案には、軍隊が持つこのような本質的な「二律背反」に対する考察がまったく反映されていない。結果、軍隊の行動をより自由にするための、「国民統制」が前面に出る。

そこで二つのことを提案したい。まず、国民保護法案の第一条に、国、地方公共団体及び国民の「戦争回避努力義務」を明記することである。最大の「国

民の保護」とは戦争を起こさないことである。武力攻撃事態法では「武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない（第三条第2項）と簡単にしか触れられていないこの義務を改めてここで確認するのである。第二には、「自衛隊法第三条を改正して〈国民の保護〉を自衛隊の任務に加えよ」と要求することである。これは、自衛隊の装備・構成・訓練を見直し、「軍事力によるハードな安全保障ツール」から「国民保護のためのソフトなツール」へと分割・縮小・再編していくための基礎をつくることにもなる。

＜提案2＞「国民保護」原則に基づく軍事行動への規制強化を

今国会で政府が批准しようとしている「ジュネーブ条約第一議定書（1979年発効）」には、「文民及び文民集団の保護」のため、次のような禁止条項が置かれている。

- ①無差別攻撃の禁止（第51条）…軍事物件以外に被害が及ぶ可能性のある攻撃、文民に対して偶発的な被害を与えることが予測される攻撃等。
- ②民間施設への攻撃の禁止（第52条）
- ③文化財及び宗教施設への攻撃の禁止（第53条）
- ④食糧生産地（農地）や食糧貯蔵施設への攻撃（第54条）
- ⑤長期的、広域的環境破壊を生起させる攻撃の禁止（第55条）
- ⑥危険施設への攻撃の禁止（ダム、原子力発電所等）（第56条）

これらの禁止条項は「国民の保護」のために罰則を持って法制化されるべきではないか。

「ジュネーブ条約第一議定書」の批准に伴い、「国際人道法違反行為の処罰法案」が今国会には提案されているが、そこには「重要な文化財を破壊する罪」、「捕虜の送還を遅延させる罪」、「占領地域に移送する罪」及び「文民の出国を妨げる罪」が罰則を伴って規程されているが、前記のような禁止条項は規定されていない。

さらに、「国民保護」原則を担保するために、政府に対して次のような政策転換を求めることも忘れてはならない。

■クラスター弾、劣化ウラン弾の廃棄と使用禁止

クラスター弾は典型的な「無差別殺傷

兵器」として国連機関や国際NGOが廃棄を求めている。これを空自と陸自は持っている。国は「専守防衛なのだから日本の領域内でしか使わない」と保有を正当化している。「日本の領域でしか使わない」とすれば、なおさらである。国が保護すべき人々を危険にさらす兵器の使用は「国民保護法案」によって禁止されるべきである。同じ理由で、米軍所有の劣化ウラン弾も使用禁止にするべきだ。

■対人地雷禁止条約の厳格な実施

日本はすでに対人地雷をすべて廃棄しているが、米国は同条約に未加入である。日本は同条約第1条1項(c)に従い、在日米軍に対して対人地雷の撤去と使用禁止を要求するべきである。

「第一条 一般的義務」

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 対人地雷を使用すること。
- (b) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

＜提案3＞地方公共団体の権限の強化を自衛隊分割とセットで

法案では、地方公共団体は国の「指示を受け」、「総合調整を行う」こととなっている。しかし、「警報」「避難」「救援」の判断は一刻を争うことが予想される。これらの判断を含めて地方公共団体の権限をより拡大していく方向の議論が必要である。また、「権限」が与えられても、地方公共団体にはその「能力」があるとはいえない。大規模かつ迅速な大量の人

(c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること」。

■人口密集地及び密集地近傍での軍事施設配置の見直し／陣地構築の禁止

第1議定書第58条(c)には「当事国は、人口密集地域及びその近傍への軍事施設の配置を避けなければならない」とある。横須賀、普天間、佐世保など人口密集地の在日米軍基地や自衛隊駐屯地は、この条項に基づき見直されるべきである。

また、「武力攻撃事態法」と同時に成立した改正自衛隊法第77条の2（陣地構築）にも、この原則が明記されるべきである。

狭い日本で、もしこれらの規制を厳格に運用するならば軍隊の行動空間はぐんと小さくなるはずだ。逆に言えば、国民保護法案は、これらの規制を「書かない」ことによって、国民を「統制・排除」して、軍隊に行動の自由を与えている。

員輸送を、絶えず武力攻撃の展開を目配りしながら進めるような、組織的訓練、人員、ノウハウを日頃から蓄積する組織として、自衛隊法第三条の改正で「国民保護」を任務とされた自衛隊の部隊を地方公共団体の長の指揮に下に活用する、という方法が考えられる。この部隊は、「武力攻撃への対処（反撃・防御）」と一線を画して行動する。

これは、自衛隊を「ソフトな国民保護・人道支援部隊」として、分割・縮小・

再編することと連動して論議されるべきことである。

<提案4> 「無防備」による国民の保護

ジュネーブ条約第一議定書第59条は、「無防備地帯」を次のように定義している。

「第59条(無防備地帯)

1. 紛争当事国が無防備地帯を攻撃することは、手段のいかに問わず、禁止する。2. 紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近またはその中にある住居地で敵対する紛争当事国による占領のために開放されているものを、無防備地域と宣言する事が出来る。無防備地域は、次のすべての条件を満たさなければならない。

(a)すべての戦闘員ならびに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。

(b)固定した軍用の施設又は営造物が敵対的目的に使用されていないこと。

(c)軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

第2項にいう「紛争当事国の適当な当局」には、地方公共団体が含まれるとい

うのが国際赤十字社の解釈であるが、日本政府は「国家以外にありえない」という立場である。国民保護法案が、「国民の保護」を国及び地方公共団体の共通の責務と位置づけていることを考慮すると、この解釈の溝を実践的に乗り越える可能性が開けてきた。

次のような趣旨の条文を法案に追加するというのはどうだろうか。

「1. 自治体(地方公共団体)は、住民を保護するために、当該地域からすべての軍事施設及び部隊の退去をもとめることができ、国はこれに従う。2. この後、政府は当該地域を「無防備地帯」に指定し、すべての紛争当事国に対して宣言しなければならない」

「わが町を無防備地帯にする」ことを目指す市民の運動が各地粘り強く進められている。それらの運動に学び、連携しながら「国民の保護」のツールとしての無防備地帯を本格的に議論するべきときが来ているのではないか。

イラク戦争支持という犯罪への「自己責任」が先決

くりかえすが、日本が戦場になるという極限状況は、国民に「戦争があって当たり前」だと思わせるためのマインドコントロールあるいは恫喝として国家によって打ち出されている。そのような状況にあっても、日本が国際人道法の諸原

則を守ることによって「国民」を守ると宣言することは、憲法の平和主義に全面的に合致する。逆に、「国民の保護」を本気で考えたら、「武力による国の防衛」は不可能である。

今国会でまず徹底的に論じ、糾明され

なければならないのは、イラク戦争の大義=大量破壊兵器と単独主義による予防的先制攻撃を日本政府が支持したことの是非である。イラク戦争は犯罪である。その戦争を支持したことも犯罪である。小泉首相には、この犯罪に対する「自己責任」こそを、求めなければならない。

それを抜きにした「国民保護法」は、「一国の安全保障は他国の安全保障を損ねないやり方で達成されなければならない」という「共通の安全保障」の理念に反し、「予防先制攻撃」を支える、アジアの人々と私たちの間の溝を深める法的仕組みにしかならないだろう。

国民保護方瀬案は廃案しかない。でもそれで終わってはならない。私たちは、よりよい「安全保障」を市民の立場から模索することを止めてはならないと思う。(たまき かずひこ)

事故が起きてからでは遅い 原子力空母の母港ストップ!!

県知事の反対声明は横須賀市長を大きく支えます。知事は原子力空母の母港拒否を、ぜひ!

電子署名の受付も行ってあります。

電子署名→ www.pasopit.co.jp/cvn/syomei.html
ホームページから署名用紙を取り出せます。

- 署名運動にご協力いただける方、署名用紙が必要な方はご連絡下さい。
- 原子力空母問題をわかりやすく解説したパンフレット(A5判・52ページ)もございます。
連絡先(署名用紙ご送付先)

〒238-0008
横須賀市大滝町1-26 清水ビル3階 呉東・小林法律事務所
TEL 046-827-2713 FAX 046-827-2731

署名運動

原子力空母の横須賀母港問題を断念させるために、私たちは次のことを横須賀市長に求めます。

原子力空母の横須賀母港計画を断念させるために以下のような署名運動をしております。「横須賀の将来の安全」のために、皆様の署名へのご協力をお願いします。

横須賀市長は原子力空母の母港をくい止めるために、これだけのことができます。

- 1 港湾法37条の権限による、12号バースの追加工事や原子力空母母港のための工事(浚渫等)の不許可。
- 2 原子力艦船の寄港に同意せず、国と米軍に対して情報公開を求め、原子炉の修理はさせない等の日米の取決めの厳守及び不変更の申し入れ。
- 3 空母ミッドウェー母港時の声明、「原子力空母の母港は将来にわたって認められない」の再宣言。
- 4 原子力空母の母港についての打診があった場合には、情報をすべて公開し、受け入れの可否について、住民投票の実施。

12号バースの深刻な汚染にもかかわらず、延長整備工事のための予算要求、横須賀市との港湾法上の協議が行われようとしています。私たちは計画が発表されていない今内から、横須賀市がアクションを起こしていけば、事態は変えられることを確信して、横須賀市及び市長に対して、次のこと(上記1、2)を求めます。

これは、自衛隊を「ソフトな国民保護・人道支援部隊」として、分割・縮小・

再編することと連動して論議されるべきことである。

＜提案4＞「無防備」による国民の保護

ジュネーブ条約第一議定書第59条は、「無防備地帯」を次のように定義している。

「第59条(無防備地帯)

1. 紛争当事国が無防備地帯を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。2. 紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近またはその中にある住居地で敵対する紛争当事国による占領のために開放されているものを、無防備地域と宣言する事が出来る。無防備地域は、次のすべての条件を満たさなければならない。

(a)すべての戦闘員ならびに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。

(b)固定した軍用の施設又は建造物が敵対的目的に使用されていないこと。

(c)軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

第2項にいう「紛争当事国の適当な当局」には、地方公共団体が含まれるとい

うのが国際赤十字社の解釈であるが、日本政府は「国家以外にありえない」という立場である。国民保護法案が、「国民の保護」を国及び地方公共団体の共通の責務と位置づけていることを考慮すると、この解釈の溝を実践的に乗り越える可能性が開けてきた。

次のような趣旨の条文を法案に追加するというのはどうだろうか。

「1. 自治体(地方公共団体)は、住民を保護するために、当該地域からすべての軍事施設及び部隊の退去をもとめることができ、国はこれに従う。2. この後、政府は当該地域を「無防備地帯」に指定し、すべての紛争当事国に対して宣言しなければならない」

「わが町を無防備地帯にする」ことを目指す市民の運動が各地粘り強く進められている。それらの運動に学び、連携しながら「国民の保護」のツールとしての無防備地帯を本格的に議論するべきときが来ているのではないか。

イラク戦争支持という犯罪への「自己責任」が先決

くりかえすが、日本が戦場になるという極限状況は、国民に「戦争があって当たり前」だと思わせるためのマインドコントロールあるいは恫喝として国家によって打ち出されている。そのような状況にあっても、日本が国際人道法の諸原

則を守ることによって「国民」を守ると宣言することは、憲法の平和主義に全面的に合致する。逆に、「国民の保護」を本気で考えたら、「武力による国の防衛」は不可能である。

今国会でまず徹底的に論じ、糾明され

なければならないのは、イラク戦争の大義＝大量破壊兵器と単独主義による予防的先制攻撃を日本政府が支持したことの是非である。イラク戦争は犯罪である。その戦争を支持したことも犯罪である。小泉首相には、この犯罪に対する「自己責任」こそを、求めなければならない。

それを抜きにした「国民保護法」は、「一国の安全保障は他国の安全保障を損ねないやり方で達成されなければならない」という「共通の安全保障」の理念に反し、「予防先制攻撃」を支える、アジアの人々と私たちの間の溝を深める法的仕組みにしかならないだろう。

国民保護方瀬案は廃案しかない。でもそれで終わってはならない。私たちは、よりよい「安全保障」を市民の立場から模索することを止めてはならないと思う。(たまき かずひこ)

事故が起きてからでは遅い 原子力空母の母港ストップ!!

県知事の反対声明は横須賀市長を大きく支えます。知事は原子力空母の母港拒否を、ぜひ!

電子署名の受付も行っております。

電子署名→www.pasopit.co.jp/cvn/syomei.html
ホームページから署名用紙を取り出せます。

- 署名運動にご協力いただける方、署名用紙が必要な方はご連絡下さい。
- 原子力空母問題をわかりやすく解説したパンフレット(A5判・52ページ)もございます。

連絡先(署名用紙ご送付先)

〒238-0008

横須賀市大滝町1-26 清水ビル3階 呉東・小林法律事務所

TEL 046-827-2713 FAX 046-827-2731

署名運動



原子力空母の横須賀母港問題を断念させるために、私たちは次のことを横須賀市長に求めます。

原子力空母の横須賀母港計画を断念させるために以下のような署名運動をしております。「横須賀の将来の安全」のために、皆様の署名へのご協力をお願いします。

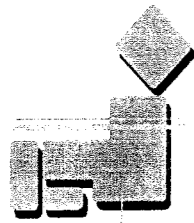
横須賀市長は原子力空母の母港をくい止めるために、これだけのことができます。

- 1 港湾法37条の権限による、12号パースの追加工事や原子力空母母港のための工事(浚渫等)の不許可。
- 2 原子力艦船の寄港に同意せず、国と米軍に対して情報公開を求め、原子炉の修理はさせない等の日米の取決めの厳守及び不変更の申し入れ。
- 3 空母ミッドウェー母港時の声明、「原子力空母の母港は将来にわたって認められない」の再宣言。
- 4 原子力空母の母港についての打診があった場合には、情報をすべて公開し、受け入れの可否について、住民投票の実施。

12号パースの深刻な汚染にもかかわらず、延長整備工事のための予算要求、横須賀市との港湾法上の協議が行われようとしています。私たちは計画が発表されていない今の内から、横須賀市がアクションを起こしていけば、事態は変えられることを確信して、横須賀市及び市長に対して、次のこと(上記1、2)を求めます。

再び「加害者」に

ならないために



=不戦へのネットワーク 十年目=

小牧

不戦へのネットワーク事務局 幅 裕子

不戦ネットは、今年、発足十年目を迎えます。1995年の「今」に至る日本の百年を検証することで、次の百年へ…憲法、人権、差別、教育、文化、政治、戦争責任、戦後補償等等、抱えきれない問題を抱えて出発しました。あれから十年もたつたうちに、自衛隊の陸上部隊が全土戦闘地域であるイラクへ派兵され、有事体制が敷かれ、憲法九条が虫の息になっています。小泉流軽佻浮薄の猪突猛進になぎ倒されたといえそうですが、気がついたらもう十分に「再び加害者」の立場に立ってしまっているわけです。

こうまでやりたい放題されていていいのか…冗談じゃない。次から次へと難問が押し寄せてくる中で、忙しく動き回りながら、どのみち無手勝流の市民としては、しぶとく、執念深くやるしかない、そうは問屋が卸しませんよという声だけはあげていこうと思っています。

連続講座を企画して

私たちだけでここまで来たのではありません。この間「ピースリンク広島・呉・岩国」、横須賀の平和船団など全国の皆さ

まとの交流を通して「地域でできる戦争非協力を」合言葉に活動していこうという方向性を見つけることができました。

そこで、今年は、「再び加害者にならないために」をメインテーマとして、六回シリーズで講演会を企画しました。第一回目は、3月27日内田雅敏弁護士をお招きして、『有事体制』下における憲法の可能性」をサブテーマに行いました。参加者約四〇名でした。二回目は、5月1日、「なぜ今、対北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)制裁法制定か」をサブテーマとして、北川広和さん(日韓分析・編集人)に来ていただく予定になっています。

回ごとに「朝鮮半島、アジア」「憲法・有事体制」「沖縄」「教育・文化」「日本社会のありよう」など、現在の問題点をピックアップして、それに沿ったサブテーマと講師をお願いしています。考えていこう、話し合っていこう。そして、新しい出会いの中で「元気」と「心意気」とをやり取りしよう。いつか必ず、こんな小さな動きにも時代のスポットライトが焦点を合わせてくるときが来ると信じています。(それが、今?)

ブルーリッジ、名古屋港着岸

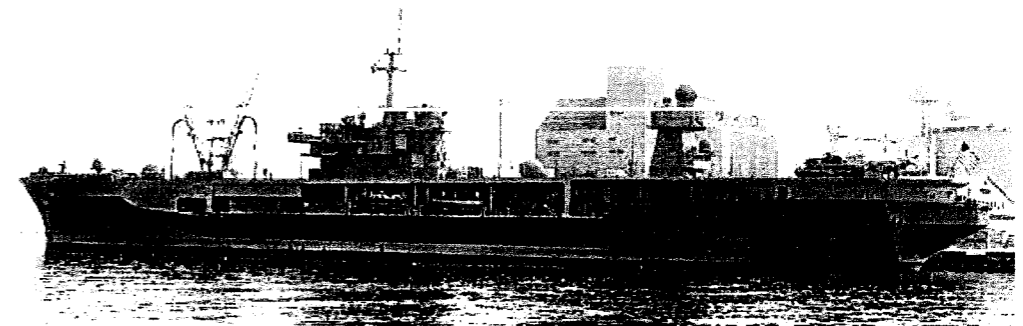
先月3月13日、名古屋港金城埠頭にアメリカ軍艦「ブルーリッジ」が着岸しました。聞けば、アメリカ太平洋艦隊の旗艦でもあり、アフガン攻撃にも参加したとか。

名古屋港の平和利用を愛知県行政にもたびたび要請してきた私たちとしては、軍艦の寄港など認められません。従来、県の答弁は「バースが空いていればOKする。軍艦であろうとなかろうと差別はしない」というもので、それが港灣法の解釈なのだそうです。はてな?「差別」という言葉はおかしい。軍艦であろうとなかろうと、どころの話ではない。軍艦は戦闘目的の船である以上、敵を連れてくる怖れがあるわけです。今ならさしずめ「テロ」の標的として狙われる可能性の高い、そんな米軍艦を、そうでない船と一緒にくたにできるかどうか。どこの自治体も疑念を持っている「核搭載」に関して、神戸方式のようなシステムを採用していない愛知県では、「はい、どうぞ」と、文句なしで入港させてしまうのです。ネットでは、緊急にメールを流してメン

バーをつのり、港湾管理組合への抗議・申し入れ、ならびに質問書の提出を行い、その場で回答を得ました。けれども、不得要領のまま、改めて4月下旬の県交渉の場で詰めたいと思っています。現在、県民課にあてて質問書を送付してあります。

ブルーリッジ入港に抗議

翌日、3月14日は午前9時に待ち合わせ、六名で金城埠頭へ抗議に出かけました。三年ほど前の「GARY」入港のときは、ガーデン埠頭へ着岸しましたので、巨体の横腹が目に見えました。今回は、ずいぶん遠くに巨体の上半分が見えます。駐車場からあそこまで二つもゲートが作ってあって、近寄っていくとすぐに制服の警官に制止されました。横断幕のぼりもレインボーフラッグもすべて、持ち込みだめ。なんで?と聞いても「だめ」。しかたなくそこにおいて、身一つで歩いていくと、驚いたことにブルーリッジを包囲するかのよう大きなコンテナを積み上げて目隠しにしているのです。当然柵があって、ここから先は一切入ることはできません。特別許可車専用の駐



米海軍第七艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ 20mmCIWSを二基装備する。

L/W: 194m, 32.9m 18,372 t

車場を間に置いて、そこにも仕切りがあり、向こうから招待客や乗組員やらが出てくると、いちいち門を開閉しているのです。

そんな警戒態勢の中で、三昼夜徹夜で監視する平和委員会の人たちが、イスを持ち込んで双眼鏡を構えていました。午前10時、場所を変えました。ブルーリッジを正面から見る位置に移動して、労働組合の皆さんのシュプレヒコールのあと、私達も小さなハンドスピーカーを柵の上に乗せて、ボリュームを最大にし、声を張り上げました。英語のできるメンバーの一人が、「字が読めるか?」「声が聞こえているのなら、何か合図をしてほしい」と叫ぶと(もちろん、たどたどしい英語で)合図がありました。私たちは、軍艦を歓迎しません。早く帰って欲しい。私たちは、平和がいいと声が枯れるまで呼びかけました。どこかの施設を訪問した、交流した、乗組員たちは栄の繁華街へ出かけて態度はよくなかった…そういうことを後で聞きました。けれども、結局、私たちは四日間も彼らが居座ることを許してしまったのです。カメラを持って駆けつける市民もいて、軍艦の威容を“見学”したり、特別に招待されて満足して帰ったりするでしょう。慣れは怖い。慣れさせるために来るのだとも言えるでしょう。あるいは、名古屋港の使い勝手の調査かもしれません。蛇に睨まれた蛙のように、アメリカに白羽の矢を射込まれた地方自治体が、港湾の管理権を容易に放棄しないよう、市民・県民の安全のために港湾法を活用するよう、行政の管理責任を問いつけなければならぬと、強く思いました。

小牧基地は今…

地域の重要な問題では、小牧基地のことがあります。

名古屋空港の跡地利用に関して、愛知県は小型機専用のコンピューター空港化を推進してきました。中部空港への一元化に反対していた地元の要請にこたえ、地域活性の目玉としての基本構想なので、県は目下着陸帯(滑走路とその周辺)を含めて、国土交通省と買い取りの折衝を行っています。けれども、私たちが強く反対してきた管制権については、あっさりと防衛庁に譲り渡してしまいました。「管制」は単なる技術の問題であって、航空機の安全な離着陸を誘導すればよいのだから、防衛庁がやっても同じこと。それが回答でした。都合の悪いことは、それだけ単独に取り出してこともなげに言う。それがいつもの手です。しかし、航空自衛隊小牧基地を取り巻く情勢を少し広げてみれば、たかが管制一つ…と切り切れるものではありません。隣接する小牧基地にC130輸送機が常駐し、海外派兵の拠点となっていること。さらに空中給油機の導入が決定して、2006年度から四機配備となると、管制権を握った防衛庁が突出してくることは火を見るより明らかです。しかも、すぐ隣の浜松にAWACSが、朝鮮半島に接近した小松基地にF15戦闘機が配備されていて、この「魔の一直線」から、“朝鮮有事”を想定したときに恐ろしい事態が起きそうでなりません。小松・小牧・浜松の連携を、朝鮮半島を標的とした「空爆三点セット」と、私たちは理解しています。名古屋空港が防衛

庁の威力に押されていく可能性は高いと思います。ちなみに、わが国有数の軍事産業三菱重工も、小牧基地の南に控えていて、名古屋空港の跡地を買収して拡張する予定です。

地元市町に踏ん張り…

絶望的に膨大な財政難でも万博を強行し、中部空港を建設している愛知県に対して、(次頁へつづく)

アッサラーム! السلام عليكم



ていると、チョウキダールのアユーブが、彼の妻が作ってくれたパンと卵焼き、それに熱い茶を運んで来てくれた。「こんな寒い時期になぜ来たんだ、ここは杏の花が咲く季節が一番いいのに…」アユーブはそう言って私に握手を求めた。そう、かれこれ三〇年も前のことだが、隣国アフガニスタンの戦火はこの地にも及んだのだろうか? 気になる。(R)

イ スラマバードからギルギットへ小型飛行機で飛ぶと、ギルギットに着いたその日の夜、ジープでフンザに向かった。インダス河の源流フンザ川に沿って北上するカラコルムハイウェイは断崖絶壁の難路で、ハンドル操作ひとつ誤れば車もろとも川床に転落しかねない。が、運転手はそんなことまったく気に懸けていない風だ。暗闇の中、前照灯を頼りに鼻歌混じりに車を飛ばす。

夜八時過ぎ、バルティットのレストハウスに着いたときには、荷台で数時間も寒気に曝されていた体は冷えきってすっかり硬直していた。レストハウスの薪ストーブで暖をとっ



三〇年経った今、この子達はどのようにしているだろう。イスラム教イスマエリ派の少女達は異国からの訪問者にも人見知りせず、明るくふるまった。(フンザ、バルティット村の小学校で 1974.1.5)

し、小牧基地の機能強化絶対反対を唱えて、有事法制にも異議を申し立ててきた地元二市一町（春日井市、小牧市、豊山町）の踏ん張りがあって、なんとか名古屋空港を県営空港として存続させることができましたが、予断は許さないのです。県営空港ならば、愛知県はその運営管理に責任を有します。地元市町の意向を無視して国へ従属することは認められないのです。けれども、「国のすることに、地方は口を挟めない」と、今まで、県は判で押したように繰り返すばかりでした。ここをどうしたら突破できるか。きちんと人の命ということを考えられる行政にできるかどうか。それも私たちの動きにかかっていると思っています。

春日井弾薬庫は…

春日井には、春日井弾薬庫があります。これは航空自衛隊最大の弾薬庫といわれています。一つの山全体が弾薬庫になっています。そのすぐそばに、住宅街が立ち並んでいます。この山で、去

年から二回も火事がありました。弾薬庫に火…背筋が凍るような事態ですが、ほとんど知らされません。地元のネットメンバーが、すぐに詳細を調べて、質問書や抗議文を送りました。春日井市役所へも申し入れに行きました。C130輸送機がアフガンやイラクへ飛び立つ。あるいは、空中給油機が配備されそう。そんな時には、日曜日の朝、何度も空港周辺の小牧、春日井、豊山の民家へちらしまきをしました。

問題は重くても、ネットの足腰は常に軽く、臨機応変、神出鬼没にと、思っています。メンバーも寄る年波に勝てず、最近フットワークも乱れがちですが、せめて口だけでも元気でいこうと張り切っています。毎週土曜日午後1時半から、名古屋のど真ん中・栄で街頭宣伝をやっています。名古屋へいらしたおりに、栄三越前へお寄り下さい。(TEL052-881-3573 へいっぺん問い合わせてくださいね。)

2004年4月12日

被爆地・呉を

イラク派兵の拠点にはさせない

呉海自が派兵国家へのハードルを越えた中で

湯浅 一郎

(ピースリンク広島・呉・岩国)



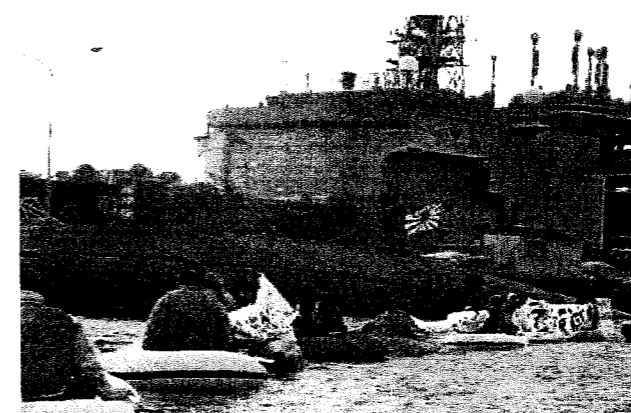
イラク戦争から丸一年を超え、6月には主権の委譲が行われることになっているが、そうであるが故にイラクでは、各地で戦闘が続き、ファルージャでの米軍による無差別攻撃は目に余るものがあり、アメリカのイラク戦争と占領の不当性が日増しに明らかになっている。日本は、米占領軍の仲間として1000人を上回る自衛隊のイラク派兵を継続する中で、イラクでは、三人、二人と立て続けに日本人の拉致・拘束事件が相次ぎ、自衛隊の派兵の是非を改めて多くの市民に問う機会となっている。イラク派兵を支える一つの街に暮らしている立場から、半年間の報告をする。

(1) 派兵国家へのハードルを越えた呉基地

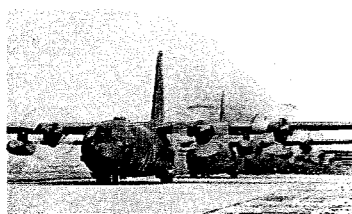
1月26日、陸自本体、海自輸送艦にイラクへの派遣命令が出た。それより前の16日、陸自の先遣隊、22日、航空自衛隊本体が派兵され、2月3日には陸自本体の

第一陣である施設部隊の90人が政府専用機に乗ってクウェートに向かった。自衛隊の本格派兵がなし崩し的に始まっていた。他方で23日には、対テロ・アフガ


ン戦争支援のため、イージス艦「みょうこう」が舞鶴港を出た。この間の動きは、まさに戦時下ともいえるあわだたしさである。そんな中で、22日の夜には、海自呉基地で、イラク派兵の最有力候補である輸送艦「くにさき」の作業艇が防波堤に激突し、十人が重軽傷を負うという、普通ではない事故まで起きている。



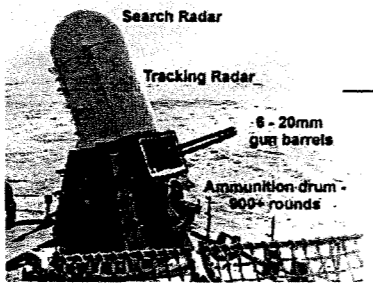
脱軍備もの事典



C-130 Hercules



F-15 Eagle



AWACS: Airborne Warning & Control System (早期警戒管制機)

CIWS: Close-In Weapons System

Search Radar

Tracking Radar

6 - 20mm gun barrels

Ammunition drum - 900+ rounds

ブルーリッジの装備
Advanced radar-controlled gun system provides superior defense against close-in air and surface threats.

車場を間に置いて、そこにも仕切りがあり、向こうから招待客やら乗組員やらが出てくると、いちいち門を開閉しているのです。

そんな厳戒態勢の中で、三昼夜徹夜で監視する平和委員会の人たちが、イスを持ち込んで双眼鏡を構えていました。午前10時、場所を変えました。ブルーリッジを正面から見る位置に移動して、労働組合の皆さんのシュプレヒコールのあと、私たちも小さなハンドスピーカーを柵の上に乗せて、ボリュームを最大にし、声を張り上げました。英語のできるメンバーの一人が、「字が読めるか?」「声が聞こえているのなら、何か合図をしてほしい」と叫ぶと(もちろん、たどたどしい英語で)合図がありました。私たちは、軍艦を歓迎しません。早く帰って欲しい。私たちは、平和がいいと声が枯れるまで呼びかけました。どこかの施設を訪問した、交流した、乗組員たちは栄の繁華街へ出かけて態度はよくなかった…そういうことを後で聞きました。けれども、結局、私たちは四日間も彼らが居座ることを許してしまったのです。カメラを持って駆けつける市民もいて、軍艦の威容を“見学”したり、特別に招待されて満足して帰ったりするでしょう。慣れは怖い。慣れさせるために来るのだとも言えるでしょう。あるいは、名古屋港の使い勝手の調査かもしれません。蛇に睨まれた蛙のように、アメリカに白羽の矢を射込まれた地方自治体が、港湾の管理権を容易に放棄しないよう、市民・県民の安全のために港湾法を活用するよう、行政の管理責任を問い続けなければならないと、強く思いました。

小牧基地は今…

地域の重要な問題では、小牧基地のことがあります。

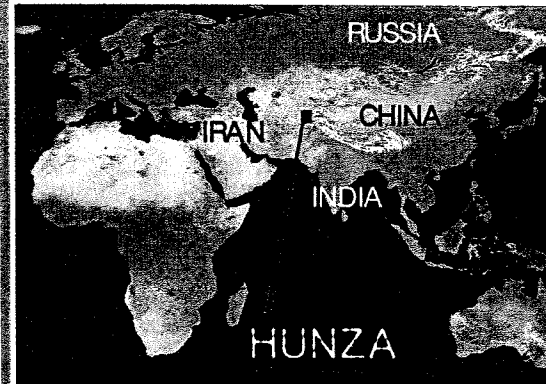
名古屋空港の跡地利用に関して、愛知県は小型機専用のコンピューター空港化を推進してきました。中部空港への一元化に反対していた地元の要請にこたえ、地域活性の目玉としての基本構想なので、県は目下着陸帯(滑走路とその周辺)を含めて、国土交通省と買い取りの折衝を行っています。けれども、私たちが強く反対してきた管制権については、あっさりと防衛庁に譲り渡してしまいました。「管制」は単なる技術の問題であって、航空機の安全な離着陸を誘導すればよいのだから、防衛庁がやっても同じこと。それが回答でした。都合の悪いことは、それだけ単独に取り出してこともなげに言う。それがいつもの手です。しかし、航空自衛隊小牧基地を取り巻く情勢を少し広げてみれば、たかが管制一つ…と言い切れるものではありません。隣接する小牧基地にC130輸送機が常駐し、海外派兵の拠点となっていること。さらに空中給油機の導入が決定して、2006年度から四機配備となると、管制権を握った防衛庁が突出してくることは火を見るより明らかです。しかも、すぐ隣の浜松にAWACSが、朝鮮半島に接近した小松基地にF15戦闘機が配備されていて、この「魔の一直線」から、“朝鮮有事”を想定したときに恐ろしい事態が起きそうでなりません。小松・小牧・浜松の連携を、朝鮮半島を標的とした「空爆三点セット」と、私たちは理解しています。名古屋空港が防衛

庁の威力に押されていく可能性は高いと思います。ちなみに、わが国有数の軍事産業三菱重工も、小牧基地の南に控えていて、名古屋空港の跡地を買収して拡張する予定です。

地元市町に踏ん張り…

絶望的に膨大な財政難でも万博を強行し、中部空港を建設している愛知県に対する予定です。
(次頁へつづく)

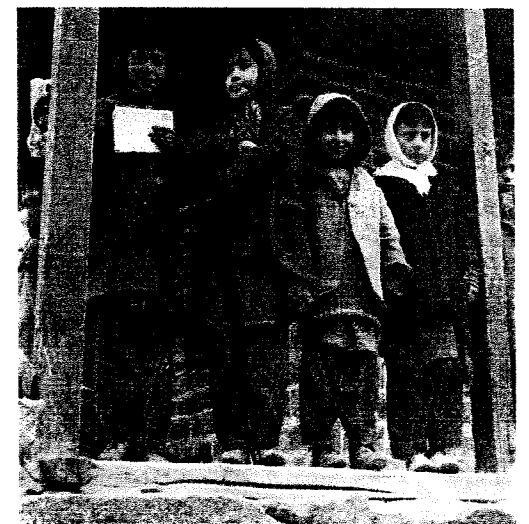
Assalamu 'alaikum!



ていると、チョウキダールのアユーブが、彼の妻が作ってくれたパンと卵焼き、それに熱い茶を運んでくれた。「こんな寒い時期になぜ来たんだ、ここは杏の花が咲く季節が一番いいのに…」アユーブはそう言って私に握手を求めた。そう、かれこれ三〇年も前のことだが、隣国アフガニスタンの戦火はこの地にも及んだのだろうか? 気になる。(R)

イスラマバードからギルギットへ小型飛行機で飛ぶと、ギルギットに着いたその日の夜、ジープでフンザに向かった。インダス河の源流フンザ川に沿って北上するカラコルムハイウェイは断崖絶壁の難路で、ハンドル操作ひとつ誤れば車もろとも川床に転落しかねない。が、運転手はそんなことまったく気に懸けていない風だ。暗闇の中、前照灯を頼りに鼻歌混じりに車を飛ばす。

夜八時過ぎ、バルティットのレストハウスに着いたときには、荷台で数時間も寒気に曝されていた体は冷えきってすっかり硬直していた。レストハウスの薪ストーブで暖をとっ



三〇年経った今、この子達はどのようにしているだろう。イスラム教イスマエリ派の少女達は異国からの訪問者にも人見知りせず、明るくふるまった。(フンザ、バルティット村の小学校で 1974.1.5)

そして海上自衛隊は、陸自の物資、武器弾薬、車両などを運ぶことになった。対象になったのは輸送艦「おおすみ」(呉)と護衛艦「むらさめ」(横須賀)である。「おおすみ」は2月14日、呉を出て、18日、室蘭港にはいり、陸自の物資を積み込んで、20日、クエートに向かって出港し、3月15日にはクエートに着いた。「おおすみ」は単なる輸送艦ではない。軍事的には、LST=戦車揚陸艦と言いい、強襲上陸用舟艇LCACを使って大型戦車を強襲上陸させることができる、極めて攻撃的な艦船である。海外への侵攻作戦ができる艦船がイラクに派兵された所に、この本質がある。

これで呉は同時に二つの海外作戦を担う出撃基地になった。忘れてならないことは、2001年11月以来、海上自衛隊は、アフガンでの対テロ戦争のために、燃料を無料で提供し続け、その三分の一を呉が担っていることである。インド洋には、これまでに全体で13回、延べ5600人が派遣されてきた。その上に、イラクへの輸送作戦が加わったわけである。

日本政府が、自衛隊は「人道復興支援」のために派遣しているといくら主張しても、米軍を中心とした「連合軍」の仲間として米占領軍の支援活動をするものであることは明らかであり、日本が大義の

ないイラク戦争と占領の側につくと言うことである。被爆県にある呉からの派兵は、ヒロシマがイラク占領の側にたつことを意味している。

呉には、ヒロシマで被爆した数千人の市民が暮らしている。また敗戦間際の空襲被害を受け、2000人以上の市民が殺された。敗戦後、海軍工廠は空襲による残骸をさらしたままだったし、海には、旧連合艦隊の艦船が、至る所に空襲を受けたまま座礁していた。それを見るにつけ、市民は、軍港として生きていくことの虚しさと無意味さを心底思い、その証しとして海軍の街でなく、平和産業港湾都市として生きなおすことを決意し、旧軍港市転換法にもとずいて生きてきた。

イラクや中東の市民は、広島のことを良く知っている。日本がヒロシマ・ナガサキの体験を通じて憲法九条を選び取り、武力による問題への対処をしないと言う選択をしたことを高く評価していると言う。イラクの人々が、イラクへの自衛隊派兵がヒロシマからも行われていることを知ったとき、彼らの日本に対する信頼と友好の意識は全く逆転するに違いない。半世紀にわたって築いてきた信頼関係を、自ら壊す愚かな行為は何としても中止させねばならない。更に呉市民としての自衛官の生命と人権を、政府がな

いがしろにすることにもなる。大部分の自衛官は、入隊時の契約から「イラクに行くのは筋違いだ」と考えているはずである。その時、自衛官とその家族の中には、夜も眠れず日々を過ごしている人たちが少なからずいたはずなのだ。

(2) 秋からの取り組み

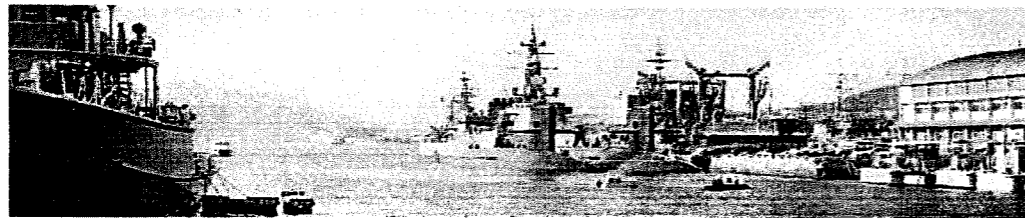
昨年9月以来、私たちは、ヒロシマからのイラク派兵反対の声を幅広い枠組みでつくるべく、いくつかの構造で行動してきた。まずピースリンクとして自衛隊や呉市への申し入れや、街頭宣伝、そして平和船団など機動的に行動する。第二に「有事立法はイケン広島県市民連絡会」の全県的な取り組みと連携した行動をこなす。第三に、思想・信条の違いを超えて、日頃は付き合いのない人たちとの共同行動を企画し、それを通じて、まだ見ぬ人との瞬間共闘をめざす。具体的には10月から「自衛隊のイラク派兵を許さず！有事法の廃案を求めるヒロシマ・ピース1000人声明」に取り組み、賛同者が1500人をこえた。その賛同者の名において、原爆ドームでの集会の実現に尽力した。こうして運動の立体的構造を作ることめざして準備を重ねたものが、1月半ば連続的に実現していった。

1月11日のピースアクション in 呉は呼びかけ人97名を集め、札幌、浜松、名古屋、大阪、西宮、松山、山口、北九州からの参加も得て呉の市民運動の取り組みとしては最大規模の150人が集まった。基地周辺で海と陸をつながりにし、海上では派兵対象艦「おおすみ」く

にさき」の周りで、札幌の七尾さんや松山の阿部さんも含めて平和船団からのアピールをした。ピースサイクルが、広島から自転車で走って訴えながら呉へ来ることで、被爆地からのイラク派兵の問題性を浮き彫りにした。この日は、111に合わせて音を出す全国行動が提起されており、私たちも、1時11分シャモジなどを鳴らし、氣勢を上げた。

翌12日は、平和運動センターの呼びかけで、中国地方から呉に3000人が集まり、私は呉現地からの報告をした。中央公園での集会の後、約四キロにわたる長い道のりを、長蛇のデモ隊が続いた。平和船団は、デモ隊の到着に併せて海上から少なくとも2000人を対象に基地の説明をした。すごい規模の基地フィールドワークとなった。

その夜、呉YMCAに自衛官と思われる人から電話が入った。「11、12日の行動を見た、また話の内容も聞いた。もっと反対行動を大きくしてほしい」との激励を受けた。そして「自分は国民を守るために入隊した。命令があれば、出て行く。しかし、今自衛隊がイラクに行くことが、本当に国民を守ることに繋がるとは思えない。むしろ、逆に国民を標的にし、危険性を高める結果しかもたらさないのではないか。その疑問が強くついて回っている」とその胸の内を吐露してくれた。連続した、かなり大規模な取り組みが、自衛官と私たちの距離を急激に小さくした可能性があるとの想いがこみ上げてきた。4月8日、イラクでの日本人拉致・拘束事件が起きたとき、まさにその疑問が現実のものとなってきたことを意



一見のどかな風景だが… 潜水艦と輸送艦が停泊する呉港

味する。

1月17日は、ピープルズ声明の呼びかけで原爆ドームに2300人が集まった。組織的な動員がないわけではないが、市民1000人の個人の意志で集まるという基本が、かなりの程度、貫かれた。メインの発言は、自衛官の父と米軍人家族の会のロバート・スミス氏の二人。いわば、イラク派兵に関して派兵される側にいる関係者が、日米の立場で、思いを語った。こんなことは広島では初めてのことである。自衛官の父は、「自衛隊は戦地には行かないと言うことで、これまで入隊を勧誘してきた。イラク派兵は、それを完全に覆すもので、憲法違反もいいところ。ワシャ、我慢できない」と率直に話した。後で聞いた話だが、この集会には、小牧から出た航空自衛隊員の母親も人知れず

参加していた。

12月末から十二日間の自衛官一市民ホットラインへの反応は今一つだったが、一連の行動が、自衛官や家族からの反応を引き出し、僕らにエールを送っている。ここある自衛隊員、家族の切実な思いに応えるためにも、一人でも多くの市民が行動に立ち上がることが強く求められている。このとき、呉のXデーまで、あと一ヶ月弱であった。

そして2月14日、Xデーがやってきた。その日、呉基地F 棧橋の両側に輸送艦「おおすみ」、護衛艦「さみだれ」の二隻が停泊している異様な光景を私たちは決して忘れない。「おおすみ」は、春一番の強風が吹きすさぶ中、戦地とも言うべきイラクへの物資輸送のため呉を離れた。その翌朝、「さみだれ」は、アフガニ

スタンの対テロ掃討作戦のため、アラビア海に向けて出港した。呉が、派兵国家へのハードルを越えた瞬間であった。二日続けて、別々の海外での作戦行動のために艦船が出て行くというのは、自衛隊創設以来、初のことである。今、日本は「派兵国家」へ向けて暴走を始め、その中心の一つがヒロシマの呉なのである。

「おおすみ」のイラク派兵には何一つ正当性がない。イラク戦争の理由となった大量破壊兵器は未だに見つからず、アメリカのイラクへの先制攻撃の理由は成り立たない。今、日本政府がすべきことは、「アメリカ政府にイラクの大量破壊兵器に関する調査資料の公開を求め、ことの真相を明らかにするよう求めること」である。占領支援のために、自衛隊を出すことでは断じてない。既に、陸海

空三自衛隊の派兵が始まっているという既成事実の前に、かなりの市民が、「仕方がない」と思い始めているなどの世論調査が出ているが、私たちは、何度も何度も、ことの不当性を強調しておかねばならない。

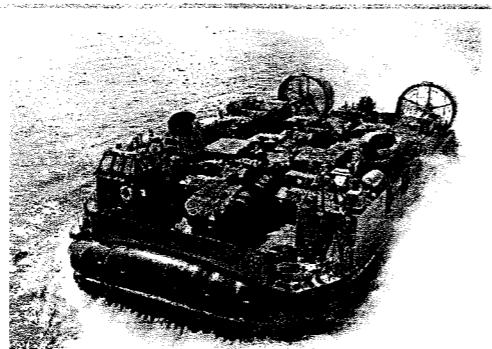
それにしても被爆県の呉から海外侵攻ができる戦車揚陸艦を派兵することは、ヒロシマが、アメリカの占領に加担することを意味し、思想的にも人類史にとって極めて深刻である。これをヒロシマに対する挑戦と見ずして何と見るのだろうか。被爆者が市民として多数生活し、敗戦まぎわに甚大な空襲被害を受けた呉市が、横暴で、大義のないイラク戦争を正当化するアメリカ政府のために、自衛隊を派兵する街になったのである。

脱軍備もの事典

LST & LCAC

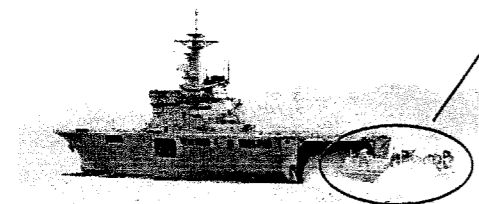
Landing Craft Air Cushion
(ホバークラフト型揚陸艇)

Landing Ship Tank (戦車揚陸艦)



「おおすみ」、「くにさき」は同型の輸送艦 (LST)
L/W: 178m, 25.8m 8,900 t

それぞれ二隻のLCACを艦内に格納する。
艦尾のゲートが開いて、LCACが出動する仕組みになっている。



イラク派兵の輸送船として使われる「おおすみ」

(3) 3.20 イラク戦争一周年世界同時行動 in ヒロシマ

3月にはいっても、呉基地ではあわただしく海外展開に関わる艦船の出入りがくり返されている。3月3日、護衛艦「ひえい」帰還、14日、補給艦「とわだ」四回目の出港、23日、護衛艦「あけぼの」帰還等々。これらは、すべてアフガン対テロ掃討作戦である。この上に、4月8日、イラク派兵で出ていた「おおすみ」が帰還した。これらに対応して、私たちは、基地海域での平和船団や海上自衛隊への申し入れなどできる限りの抗議の声を上げて来た。

3月15日、衆議院憲法調査会の広島公聴会を傍聴した。最後の地方公聴会だそうである。私は、最後に、「これで終わるなよ」とヤジを飛ばしてしまっただが、実際、

欲求不満の残る会合だった。憲法改悪に賛成、反対を三人ずつ、六人の意見陳述人が15分ずつ話し、それに対して、中山太郎を初めとして国会議員六名が質問をし、最後に、時間が許す範囲で傍聴者からの発言を受けるという形で行われた。しかし、残り30分で始まった傍聴者からの発言は、たった三人で終わった。まだ15分以上、余っていたのに。これで、中国地方の市民の声を聞いたことになり、憲法調査会の最後を飾ったという事実を積み上げることだけが目的の会合であることは明らかである。第九条の会ヒロシマが中心となり、前後の多様な取り組みが行われた。公聴会に参加して唯一良かったことは、改憲の本命である九条の

改悪を許さない、九条を活かそうとする全国的なキャンペーンを、意識的に進めねばならないという決意をさせる機会になったことである。

そうした中で、3月20日の、イラク戦争一周年世界同時行動を迎えた。アメリカをはじめ世界の各地で、日本では、四六都府県の数百箇所で、大小さまざまな行動が行われた。広島では、1・17を準備したピープルズ千人声明実行委員会として行動することとし、原爆ドーム周辺を舞台にピースソング・リレー、イラクからの医師の現地報告、そして、ピースウォークが行われた。

岡本三夫共同代表が挨拶。立川テント村のメンバー三名がピラ配りで逮捕され、前日起訴された事件に言及し「静かなファシズム・ソフトなファシズムが近づいている」と警鐘。イラクの医師アサドさんは、「皆さんの戦争反対の声を心

強く感じている」としたうえで、「電気も水もないというのが戦争の現実だ。」「わたしたちが、直面しているのと同じ状況をヒロシマの人たちはかつて経験されているのでよくわかっていただけるとおもう」とし、占領の中止を強く求めた。モハメドさんは、「一年前、戦争が始まり、多くの怪我人を治療した。状態は悪化するばかりだ。」としたうえで「ヒロシマの人に会えて嬉しい。戦争がない世界へ出来るだけ力を尽くす」と訴えた。

賛同個人、市民運動を先頭にして、本通りから金座街、電車どおりを一周して原爆ドームに戻るピースウォーク。ただ、欲をいえば、あと一回り、二回り大きいつどいと、もっと盛り上がり、政治を動かすような「質」を獲得せねばならない。参加者は、3600人で、昨年的人文字行動に次ぐ結集が得られたことは、大きな意義がある。



人気のない停泊艦船に「派兵反対」の横断幕を掲げて海上を進むゴムボートの列
二隻の潜水艦の向うに停泊するのがイラク派兵の輸送船(LST)「おおすみ」と「くにさき」

危険なのは自衛隊だけではない。スペインで、市民を対象とした爆弾攻撃があり、多くの市民が亡くなった。次の目標は日本だといわれている。日本政府が、自衛隊のイラク派兵は、あくまでも人道復興支援であるとくり返し主張しても、米英占領軍の一員として機能している限り、自衛隊が攻撃目標にされているばかりでなく、いまや、世界中にいる日本人が攻撃の目標となっている。世界のならず者としての米軍支援のための自衛隊の海外派兵は、「国民を守るどころか、むしろ国民を危険にさらすことにしかかかっていない」ことが、いよいよ明らかになっている。自衛隊員自身が、そういう想いをもって、今、イラクやアフガンに関わっている現実がかいま見れる。

そんな状況のもとで、日本人の拉致・

拘束事件がおきたのである。自衛隊員が、彼ら自身が懸念していたことがつい起きてしまったとの思いが募っているはずである。この冬、自衛官とその家族が、我々にかかなり接近してきた関係を、活かすことが大きな柱になる。自衛官の本心につながっているのは、政府でも、黄色いハンカチ運動でもなく、我々であるという関係を築ける可能性がある。それが実現していくとき、自衛官の中から《九条を変えてもらっては困る》という声が形成される可能性はある。イラク情勢は混沌が続き、有事法の審議が始まっている。九条を改悪させないことに焦点を当てた中期的なビジョンを立てて運動をしていこうと準備を始めているところである。

(ゆあさ いちろう)

ナショナリスト・再軍備主義者の声には耳を傾ける小泉首相、しかし、派兵反対・非戦平和市民の声には耳に栓をして「我関せず」だ。「アメリカの大義」、というより「ブッシュの大義」がその根拠を失った今、小泉の「イラク派兵」の大義はいずこに? 「人道支援だ」と言い張るその一方で、ファルージャでの米軍の非人道的行為には至って寛容だが、それはなぜ? 中東における反米運動はすべてテロだ、と言わんばかりのブッシュの独断専横にいったいどこまでつきあうのでしょうか。そう言えば、かつて近隣のアジア諸国を侵略した大日本帝国の大義は「大東亜共栄」でした。やっぱり、歴史はくりかえすんですかね。「一度失敗すると、百の失敗をくりかえす」人がいるそうです。してみると、なんでもかんでも「経験」と呼んで、神仏のごとく崇めるのは考えものですね。(R)

札幌の動き

越田 清和
(ほっかいどうピースネット)

4月8日の夜8時過ぎに、朝日新聞の記者から「イラクで日本人三人が武装グループに捕まった。その三人が今井紀明君らしいが、何か情報はるか」という電話があったのがはじまりだった。ほっかいどうピースネット(以下HPN)のメンバーに電話をするが、誰も知らない。とにかく急いでニュースを観ることにする。ニュースが始まり、三人が写る。たしかに一人はHPNメンバーの今井君、もう一人は3月に北海道に戻り各地で講演会を開いた高遠さんだ。10時前に、事務所(私の部屋)にメンバーが集まり、まず「三人の安全を最優先し自衛隊の即時撤退を求める」声明を出すことにする。⇒【資料1】

福田官房長官の記者会見が放映され、「自衛隊は撤退しません」との発言に、怒り、あきれ。三人を解放する条件として、武装グループが「自衛隊のイラクからの撤退」をあげているのに、日本政府の最初の公的対応として、それを全否定するような発言をするのは、三人を見殺しにしてもかまわないということではないか。

今井君が代表を務めるNO!!DU(小型核兵器) サッポロプロジェクトの会議に合流する。明日からの行動について話し合う。三人の解放を求める署名集

め、アルジャジーラに英語で発信すること、家族に東京に行ってもらうことなどを確認する。翌日からは、署名集めとピースウォーク。初日だけで、4000人以上の署名が集まる。デモ申請が間に合わなかったので、歩道を歩くピースウォークを四日間続け、その後路上デモとなる。参加者も日ごとに増え、11日のピースウォークには700人以上が集まった。同時に街頭での署名集め、「家族のための緊急カンパ」呼びかけなど、さまざまな活動を、多くの人たちが行なった。署名は、いくつもの団体が呼びかけ、同じ場所で何種類もの署名用紙が飛び交っていた。とにかく、多くの人が無我夢中で毎日動き回っていた。

一時は「二四時間以内に解放」ということで一段落ついたような気がしたが、事態が全く進まなくなったので、再度声明を出すことにした。⇒【資料2】

三人は解放されたが、米英によるイラク占領、自衛隊のイラク駐留の現状は変わっていない。帰ってきた三人への警察による事情聴取やマスコミによるバッシング、「自己責任論」などの問題が、これからさらに大きくなるだろう。少しペースを落としながら、市民の自由な活動を制限する動きに、一つ一つ反論していきたい。(こしだ きよかず)

【資料1】

イラクで拘束された三名の安全を第一に考え、その生命を守るため、自衛隊をイラクから即時撤退させてください。

2004年4月8日

内閣総理大臣 小泉純一郎様

今日4月8日、イラクで三人の日本人が拘束されました。報道によると、三人を拘束した組織は、「三日以内に自衛隊を撤退させないと、三人を殺害する」との声明を出しました。三人のうち一人である今井紀明さんは、私たち「ほっかいどうピースネット」のメンバーです。もう一人の高遠菜穂子さんもつい最近北海道に戻り、お話を聞いたばかりです。

日本の自衛隊をイラクに派遣しなければ、このような事態は起らなかったはずですが、イラクは政府が見解を出していたような、「非戦闘地域」ではありません。今回の事態を招いたのは、米英政府に追随して自衛隊を派遣した日本政府の責任です。

8日夜の記者会見で、福田官房長官は「事実関係を解明することに全力を尽くす」と言いました。しかし最優先すべきは事実関係の解明などではなく、自衛隊の即時撤退です。私たちは、三人の安全を最優先し、今すぐ自衛隊の即時撤退を決定するよう強く求めます。

ほっかいどうピースネット

Today's Cartoons, Aljazeera. info

アメリカの大義?



「フセイン政権の独裁からイラク人民を解放し自由を与える」と言ったブッシュ(右)が、その一年後(左)にはイラク人民に…。

(Mustafa Rahmeh, Alittihad 2004.4.19)

【資料2】

イラクで囚われている三人の仲間の速やかな解放に向けての日本政府への声明

小泉純一郎内閣総理大臣殿
川口順子外務大臣殿
石破茂防衛庁長官殿

私たちは、4月9日以来、イラクで囚われている三人の日本人の速やかな解放を求めるため、彼ら三人が、とりわけ同じ札幌市民でもある今井紀明君と道民である高遠菜穂子さんが、劣化ウラン弾の危険の周知や子供たちへの親身の対応を通じてイラクの民衆のために草の根の人道支援を行ってきたことを、さまざまなルートを用いて犯人側に伝え、彼らを速やかに釈放するよう、説得してきました。

また、9日から、札幌市内をはじめ全道各地で、署名活動やピースウォークを行ってきました。署名は三日間で15万筆、ピースウォークの参加者ものべ1500人以上にのぼっています。

解放への動きが出てきたのは、こうした国際的な市民の運動・ネットワークの成果だと私たちは認識しています。

しかし、三人の解放の動きが止まり、私たちはたいへん不安な気持ちでいます。解放の動きが止まっている大きな原因として私たちは二つの点を指摘したいと思います。

一つには、ファルージャでの米軍の戦闘です。米軍によるファルージャへの無差別爆撃、とくにイラク市民にとって最も神聖な場所であるモスクへの初めての爆撃、ファルージャ市の完全な包囲、それらによる数百人以上に上る一般市民の殺戮により、イラクの人々の怒りは頂点に達していると想像されます。それを追認している日本政府へも怒りの矛先は向けられるでしょう。

さらに、解放への動きがあった昨日、政府・与党関係者から「自衛隊は撤退しないとの強硬姿勢がよかった」というたいへん無責任で認識の誤った発言がなされたこともまた、解放の動きを遅らせる原因になっていると私たちは認識しています。

私たちは、今井君、高遠さん、そして郡山さんの一刻も早い解放を望んでいます。三人の解放が進むよう、米軍がファルージャでの戦闘を完全に停止し、日本政府が自衛隊の撤退表明をするよう、求めます。イラクのどの地域も非戦闘地域でないことは明らかです。「テロに屈して」ではなく、イラク特措法に基づいて即時撤退するよう、求めます。

2004年4月12日

さっぽろピースアクション有志
市民自治を創る会
戦争への道を許さない女たちの会・札幌
NO!!小型核兵器(DU) サッポロ・プロジェクト
ほっかいどうピースネット

神奈川の基地は今

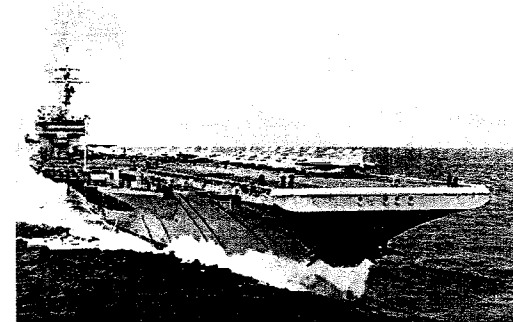
—「忍耐の限度を超える」—
厚木基地周辺の住民の被害

厚木基地を考える会
矢野 亮

(1) 空母艦載機等の騒音

この稿を書き始めたのが10月の初旬。その日は昼前から空母艦載機 EA6B、FA18 が離発着訓練を行っている。夜の9時を回っても終わりにはならない。一機の轟音が遠ざかって遙か遠くに聞こえる頃にもう一機がやってくるという典型的な編隊飛行、窓を閉め切ってもテレビの音は聞こえなくなる。

9月半ばにいったん減少したかに見えた艦載機の騒音が、10月に入りまた激しさを増してい



空母キティホーク

る。10月は、例年、空母が航海に出る季節である。キティホークはドックを出てバースで修理の最終段階にかかっているが、厚木基地でも、出港を見据えた訓練が始まっていると見るべきだろう。(その後、厚木基地における24日～27日までの夜間離発着訓練実施が通告され、キ【表1】

ティホークは13日に試験航海に出た。) 住民5000人が原告となった第三次訴訟は、一次、二次、及び他の基地の訴訟の判例を上回り、原告側の主張がほぼ認められた内容となった。すなわち、①75w値地域も賠償の対象とした、②勤め人論(昼間域外に勤務している人間は被害が少ないとするもの)を斥けた、③危険接

近論(訓練開始後に区域に転入したものは騒音を承知で入ってきたのだから賠償の対象外とする論理)もとらない、④防音工事实施済みに対する減額措置を最低

にしたことなどである。裁判の過程で、実地検証もされ、大和市・綾瀬市の首長も証人として出廷し、被害の深刻さを訴えての結果であり、この被害がいかに忍耐の限度を超えるものがあるかということが明らかになったとともに、国の無策さも厳しく指摘されたのである。

区分\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
自衛隊機	1,922	2,133	2,149	2,699	2,655	1,972	1,977	1,832	2,135	2,477	2,175	1,867	25,993
米軍機	4,236	3,026	3,609	2,377	1,258	2,233	3,315	2,913	3,721	4,459	907	1,432	33,486
合計	6,158	5,159	5,758	5,076	3,913	4,205	5,292	4,745	5,856	6,936	3,082	3,299	59,479

国は、何らかの対応を迫られており、訴訟団も、県選出の国会議員とともに、判決を受け入れ、損害賠償金の支払いと速やかな騒音解消を訴えたのだが、あろうことか、その責任を放棄し控訴した。訴訟団としても、一審で斥けられた75w値地域での一部原告への損害賠償適用を求めて応訴し、東京高裁で係争中である。



F-14 Tomcat

冒頭に空母艦載機等と書いたが、厚木基地を利用するのは空母艦載機だけではない。米軍関係で言えば、横田、岩国、嘉手納などの基地からも飛来し、爆音を振りまくのである。

表1は、2002年度の厚木基地での自衛隊の管制記録（政府提出資料）である。

ちなみに、このうち、3.18～3.31、4.15～6.4、10.25～12.12の期間は、空母は横須賀にはいなかった。空母の出航前には離着陸が増えるが、空母がいなくても、他の基地からの飛来があることがわかる。

年間30000回を超えるというのは、尋常な回数ではない。日曜日は除くとしても、毎日100回以上の爆音に悩まされる

(2) 事故はなくなる

2001年9月28日、FA18Gが着陸時にオーバーランして、あわや県道に突入寸前という事故が起きた。アメリカでの同時多発テロがあり、厚木基地でも艦載機の激

のである。

艦載機のうち、F14が老朽化により退役した。その後釜としてFA18スーパーホーネットが11月から配備されるという。エンジン出力が35%増しと言われ、米本国でも問題になっているその騒音を、そのまま他国に持ち込む米政府とそれに対して何の手だてもない日本政府の責任は重い。

政府の唯一の対策としては、硫黄島へのNLP（夜間離発着訓練）の移転であるが、現在、米軍がNLPとして通告した部分の一部を行うだけである。つまり、冒頭に書いたような日中の訓練、無通告の夜間訓練が日常的に行われているのだが、「通告していない以上、これは通常の飛行であって、訓練ではない」という詭弁を弄している。167億円かけて整備したにもかかわらず、利用するのが年二～三回という実態である。

硫黄島は暫定的な訓練基地であり、厚木に替わる代替の訓練基地として、今年、広島県の沖美町があげられたが、公表した途端に周辺の住民・自治体・議会から猛反対を受け、撤回を余儀なくされている。

空母艦載機は厚木基地ではなく、直接硫黄島に降り、そこで訓練をするべきなのである。

しい訓練があり、空母の出港が間近に迫った時期であった。

過去の大事故としては、1964年の大和市での墜落事故で五名の死者を出したこ

と、1977年緑区の荏田町で死者二名を出した墜落事故があるが、不時着・部品の落下などのあわや大事故というものは通年で見受けられる。また、軍の体質であるが、事故や故障がすべて公表されているとは限らない。部品の落下などについて、自治体が問い合わせ初めて認めるというものなのである。

仮に事故があった場合でも、現行の地位協定では、事故の原因究明、責任の追及などに大きな障害がある。これではおちおち基地の周辺に住んでられない。

下の表は、大和市役所で集計した、厚木基地周辺での米軍機の事故である。このほかにも全国各地で米軍関係の事故が起きていることを忘れてはならない。

なお、騒音と事故の可能性が高い、ア

機種	墜落	不時着	落下物	その他	計
ジェット機	38	7	38	21	104
ヘリコプター	11	30	3	5	49
プロペラ機	5	4	7	2	18
その他（機種不明含む）	9	8	9	4	30

米軍機機種別事故件数（昭和27年4月～平成13年1月）

クロバット飛行については2001年以降、中止されているが、基地開放自体が同時多発テロ以降実施されておらず、それが再開されたときに復活しないよう、アクロバット飛行禁止についての厚木基地の例外規定は削除するにすべきである。また、厚木基地所属の空母艦載機が全国各地で被害を振りまいていることも忘れてはならない。群馬県、四国山中など、全国を七つのルートと二つの空域に分けて行っている低空飛行訓練がそれである。

1988年にイタリアで低空飛行訓練中の

米軍機がゴンドラのワイヤーを切り、二〇人ものスキーヤーを犠牲にしたことは記憶に新しい。日本でも、1994年に四国山中で、1999年に土佐湾沖に墜落する事故が起きている。また、その他の地域でも、衝撃波でガラスを割る、送電線を切るなどの被害を引き起こしている。訓練空域のひとつである、群馬県渋川では、毎年200～250回、訓練機が目撃されている。

また、厚木基地所属の空母艦載機が全国各地で被害を振りまいていることも

FA-18 Hornet



忘れてはならない。群馬県、四国山中など、全国を七つのルートと二つの空域に分けて行っている低空飛行訓練がそれである。

1988年にイタリアで低空飛行訓練中の米軍機がゴンドラのワイヤーを切り、二〇人ものスキーヤーを犠牲にしたことは記憶に新しい。日本でも、1994年に四国山中で、1999年に土佐湾沖に墜落する事故が起きている。また、その他の地域でも、衝撃波でガラスを割る、送電線を切るなどの被害を引き起こしている。訓練空域のひとつである、群馬県渋川で

は、毎年200～250回、訓練機が目撃されている。

(3) 町を分断する基地

2001年の9月14日、厚木基地を中心として、大和、綾瀬市内はもとより、海老名市、座間市にも影響する大渋滞が終日続いた。

これは、同時多発テロ後自宅待機を解除して、基地従業員が出勤を再開した日であるが、基地に入る車を止めて、トラックルームはもとより車の下部まで入念にチェックしていたことによる。

大和市側と綾瀬市・海老名市側をつなぐルートは、滑走路北側の通称厚木街道か、南側の県道丸子茅ヶ崎線のどちらかを通るしかない。北側はさらにその北部に国道246号バイパスなど、いくつかのルートが開かれているが、南側は国有地(滑走路直下のため空き地にしてある)他、地形の関係のため代替道路がなく、終日渋滞することもまれではない。

道路について言えば、東名高速道路の滑走路北部にかかる部分は、万一の航空機事故を想定してトンネルにしている。ここは東名高速道路の渋滞の名所である。

綾瀬市は、その東側に沿った部分をすべて基地にとられている。そこは基地建設前は、肥沃な農地でもあり大和方面に

アクセスしやすい要点でもあった。

また、基地の西側に近接した部分は、様々な被害が予想されるので、住宅地として適さないとして、工業団地として土地利用している。

大和市では、市の面積の4.4%、綾瀬市では17%の敷地を基地にとられているが、「地方税の臨時特例」により、自治体は米軍基地および米軍人には税を課することができない。

その補填として基地交付金等の制度があるが、必ずしも妥当な金額ではない。なぜなら、固定資産税の代替として交付されるとなっているが、資産評価額がきわめて低いからである。また、配分金の一部は、当該自治体の財政状況を考慮することとなっており、総務省の判断によっては減額されることもあり得るという問題点もある。

下の表は、大和市、綾瀬市における基地交付金等の額の一般歳入における割合である。数字だけの比較は安易だという批判もあるが、都市部にあつてはこの敷地があれば、相応の税収入が見込まれることから、交付金の額は不当に低いと言わざるを得ない。

もちろん、予算面だけでなく、現に占領されているだけで、町づくり計画においても障害になる。大和市では、基地が全面返還された後の、跡地利用プランを策定するため、市民参加で「厚木基地の

自治体	年度	一般会計歳入(A) (円)	基地交付金等(B) (円)	B/A(%)
大和市	2002	56,200,000,000	199,913,000	0.35
	2003	55,820,000,000	196,205,000	0.35
綾瀬市	2002	23,243,078,000	924,085,000	4.00
	2003	23,050,000,000	920,000,000	4.00

跡地利用を考える市民懇話会」を1996年に発足させ、1998年には報告書を作成している。また、綾瀬市では、同様に、1997年に「厚木基地土地利用懇話会」を発足、2004年に報告書を作成するため現在意見をまとめているところである。このど

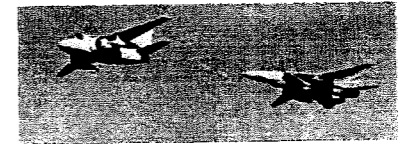
(4) 平和的な生存権を求めて

湾岸戦争では、空母ミッドウェイが中東に展開し、厚木基地所属の艦載機がイラク爆撃に参加した。アフガン攻撃においては、キティホークは洋上基地としてインド洋での任務に就いていたが、艦載機のうちS3は空中給油機として参戦している。今回のイラク攻撃でも、キティホークが中東に赴き、艦載機はイラク爆撃に参加している。

このように、厚木基地が戦場に直結し多くの人々の命を奪う装置になっているのは、周辺に住む市民としてもっとも見過ごせないことである。結果的にその殺戮に荷担していることになることは、全世界の国民が平和的に生存する権利をうたった憲法の

精神に反して生きることを私たちに強いていることで、承服できることではない。また、二年前の米同時多発テロ事件

らにも、文化的なあるいは商業的な面などでの様々なプランがあがっており、裏を返せば、今まで基地があるためにそのような町づくりが阻害されてきたことの証明でもある。



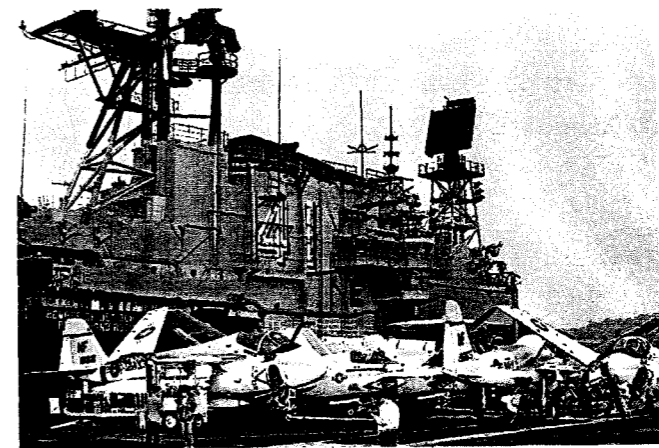
F14に空中給油する対潜機 S3

以降、神奈川県警察は基地の正門・西門を警備するようになった。現在は正門だけになっているが、監視体制をとっていることに代わりはない。米軍は米軍で、万一の場合の銃座として、基地内の見晴らしのいい六拠点に土嚢を築いている。警察は「過激派」の犯罪から、米軍はもっと組織的な攻撃を警戒しているのだが、巻き込まれる市民はたまったものではない。有事の際の国民の保護を考えるので

あれば、厚木基地の撤去をまずすべきではないか。

10月4日付の米海軍の準機関誌星条旗新聞は、米太平洋艦隊の報道官が横須賀の空母母港化を今後も維持するという発

言をしたと報じている。ハワイ、グアムも母港化に名乗りを上げており、西太平洋の空母二隻態勢を常態化するというも



空母ミッドウェイ上の艦載機

のだが、前日の同紙には、「まだ、何も決まっていない」という海軍報道官のコメントもある。また、その中で、「日本は原子力艦船の受け入れに終始反対してきている」とも述べられている。要するにまだ決定ではないが、情報を出しながら日本側の感触を確かめているとも思える。

2000年9月、エアショーに続く空母

自衛官と家族への 呼びかけを 続けよう

すべての基地に「NO!」を・ファイト神奈川
木元 茂夫

イラクの情勢は混沌の度合いを深めている。一時、停戦合意が成立していたファルージャでも戦闘が再開された。この地域だけでもすでに600人のイラク人が殺された。米軍は約270人と少ない数字を公表しているが、これがさらに反発を呼んでいる。

ラムズフェルド米国防長官は、すでに4月15日の記者会見で、一年の駐留を終えて今月にも帰還予定だった米兵二万人強をさらに九〇日間残留させると正式発表した。これまで、「米兵の駐留期間は最長一年間で、延長はない」と約束は反故にされた。イラク駐留米軍の増強は、

艦載機訓練の激しさに怒った市民の声を受け、大和市長は米軍基地との友好関係中断を表明した。この動きが、翌年のアクロバット飛行中止につながっている。住民、自治体を先頭に基地による被害を許さない運動を持続していくことが今こそ必要なのである。

(やの りょう)

増派とともに駐留期間延長によってようやく実現していることに、注目しておきたい。自衛隊も航空自衛隊の第一期派遣部隊は、第二期部隊と交替したが、陸上自衛隊はどうなるであろうか。石破茂防衛庁長官は22日、持田修・北部方面総監に対し、第二期イラク復興支援群の編成命令を出した。北海道の第11師団を中心に5月にも交替部隊の派兵が予定されている。先崎一陸幕長は第三次、四次隊については、東北方面隊（総監部・仙台市）に対し、非公式な形で準備を進めるよう指示している。

しかし、サマワのオランダ軍駐屯地にも砲弾が打ち込まれ、自衛隊も一時宿営地のコンテナなどに避難するという事態となった。石破長官は「国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為はない」と国会で答弁しているが、イラク全土が戦闘地域となりつつあることは、あまりにも明らかである。一方で、16日には米兵が拘束された事件も報道されている。「敵（イラク駐留軍）に拘束されている仲間と交換を求める」との要求が突きつけられた。その後の経緯は明らかではないが、自衛隊もいつこうした事態に巻き込まれないとも限らない。

さて、自衛隊のイラクからの撤退を要求するためにも、イラクで何をやっているのかを検証しておきたい。4月8日に発生した日本人拘束事件、この影に隠れた格好になったが、自衛隊の津曲航空幕僚長はやはり4月8日、クウェートで記者会見し、航空自衛隊が米軍、連合軍の兵員輸送を開始したと発表した。まさに、最悪のタイミングの記者会見だったが、日本の新聞では詳しく報道されなかった。記者団からの米軍の武器弾薬の空輸についての質問には「それだけ運んだことはないが、人員等を搬送した関係で彼らが携行する小銃などはあったと聞いている」と答えている。つまりは、武装した兵員の輸送はやっているということだ。しかし、防衛庁は空輸内容の詳細を公表

していない。防衛庁のホームページには3月3日～3月13日に、輸送回数19回、輸送物資重量86.4トン、物資等の区分「我が国からの人道復興関連の物資、陸上自衛隊の生活物資その他の補給物資、関係各国・関係機関の物資・人員」とあるだけ。米兵輸送の実態は公表したくないというのが本音だろう。

海上自衛隊は大型揚陸艦「おおすみ」と駆逐艦「むらさめ」が2月20日に北海道の室蘭港から出発したが、4月8日に帰港した。以後、海上自衛隊のイラク派遣予定はない。しかし、米英軍を中心にインド洋で洋上給油を行なうための派兵は、継続しており、4月22日に補給艦「ときわ」が横須賀に帰って来た。以下は、その当日、横須賀地方総監部に提出した要請書である。

要請書

「ときわ」を、もうインド洋に派遣しないで下さい

1. 大型揚陸艦「おおすみ」への洋上給油は脱法行為

本日、横須賀基地所属の補給艦「ときわ」(AOE-423)が、三回目のインド洋派遣から177日ぶりに帰港する。「ときわ」はテロ対策特措法にもとづいて、昨年10月28日に出港したが、本年3月30日、イラク特措法にもとづいて陸上自衛隊第二師団の車両を搭載してクウェートに派遣された大型揚陸艦「おおすみ」(LST-4001)に洋上給油を行なったと報道されている(朝雲新聞社ホームページ)。テロ対策特措法の基本計画のどこにも、「イラク復興支援特別措置法にもとづく派遣部隊への給油活動」は定められておらず、こうした活動は脱法行為である。

二つの法律にもとづいてそれぞれ派遣された部隊が、監視の眼の届かない外洋上で法律に定められていない軍事行動を行なったことは断じて許されず、強く抗議するものである。

2. 長期派遣は自衛官と家族の人権侵害

3月12日にインド洋で「ときわ」を視察した牧本自衛艦隊司令官は、「…歴史的に見ればこうしたこと（長期派遣）はよくあることだし、外国海軍を見れば、われわれだけが大変なのではない。諸君はどうかこの状況を冷静に見据え、任務に対してはフレキシビリティ（柔軟性）をもってやり遂げてほしい」と乗組員に要望し、さらに、乗艦取材中の記者団との会見では、「海自部隊をインド洋に派遣しているのは米などへの支援だけでなく日本の国益のため。補給艦の乗員が何度も参加しなければならないのは、その家族を含め忍びない面もあるが、海自としては負担が大きくてもやり遂げねばならない」と語ったと報道されている。

「ときわ」は2002年2月12日の第一回出動以来、三度の出動がいずれも177日というインド洋派遣の最長期間を記録し、延べ派遣日数は531日にも達した。2002年2月12日から、本日2004年4月22日までちょうど800日、そのうちの531日を洋上で過ごし、日本に滞在できたのはわずか269日に過ぎない。この二年余りの期間で、出動日数が国内での滞在期間のほぼ倍に達するという過酷さである。牧本司令官の発言は、乗組員と家族にこうした過酷な勤務にさらに耐えることを強要するものであり、断じて許されない。

3. インド洋派兵に終止符を

3月26日の閣議で、3月31日となっていたテロ対策特措法の実施要領が5月1日まで延長された。同日の記者会見で石破防衛庁長官は延長の理由を、「アルカイダを始めとするテロ勢力あるいはその残党というものが、海上を使って逃亡するということを防いでおくということ、逆に海からは出られないということが、いわゆる内陸・山岳部に追い詰めてるという状況を作るのに極めて有効だと判断しているわけです。従って海上におけるそのような逃亡防止活動というものが引き続き継続される必要がある」としていますが、この主張に説得力を感じる人は極少数であろう。

すでに3月14日に、呉基地から補給艦「とわだ」（AOE-422）が4回目のインド洋派遣に出発した。このままいけば基本計画・実施要領の再延長の可能性が高い。防衛庁はいったいつまで、ひたすら自衛官と家族に犠牲を強いる、この無意味な軍事行動を繰り返すつもりであろうか。

アフガニスタンでもイラクでも、戦争によって、力によって、民衆を制圧しようとする米軍の行動は、かえって多くの人々の抵抗を引き起こしている。防衛庁は、イラクからの撤兵を決定したスペイン、ホンジュラスの決断に学び、海上自衛隊のインド洋派遣に終止符を打つことを真剣に検討すべきである。以上、要請するものである。

■次第に大きくなってきた自衛官の声
今回のイラク派兵を振り返ると、法案成立時と派兵の実行過程では、ずいぶんと政府の対応に差があることに気づく。反対世論の強い中で政府が選択した手法は、米軍支援を後景化させ復興支援を前面に打ち出すことであった。だからこそ、米兵輸送の実態は公表されない。防衛庁はイラク派兵を行なうに当たり、隊内の声が漏れるのはたまらないと、対抗策を実行し始めた。12月4日付「神奈川新聞」は、二つの気になる記事を載せている。

●その一

「バカみたい。好きなことも言えないんだから」。外交官殺害事件翌日の11月30日、C130輸送機のイラク派遣準備を進める航空自衛隊小牧基地の官舎で、隊員の家族は回覧板を例に挙げ、不信感をあらわにした。「取材に応じないよう」指示した空自の文書が挟んであったからだ。…

●その二

自衛隊のイラク派遣をめぐる、陸上自衛隊の第二混成団(香川県善通寺市)が10月、所属する部隊員を対象に、報道機関から取材を受けた際の対応を指示する想定問答集を作成していたことが3日、分かった。同団広報室によると、想定問答集は「イラク関連取材対応Q&A」。派遣への不安を問われたら「特に感じません」、派遣に関する命令の有無や派遣予定についての質問には「ありません」「分かりません」などと答えるよう指示している。通勤途中や官舎での取材に注意し、報道機関や記者の名前を通報するよう指示した広報室長銘の10月31日付文

書とともに、計十二部作成、四国管内の所属部隊の総務・広報担当幹部あてに配布したという。…

私たちは防衛庁・自衛隊幹部のこうした緘口令ともいえるべき対応を絶対に許してはならない。

そして、私たちが自衛官への呼びかけをやっていく意味は、いまでも大きい。マスコミは取材をして自衛官の声を多くの人々に知らせることはできるが、相談にのることはできないからだ。

11月の第二次アンケートで回答があったのは15通、うち回答が記入されていたものは自衛官四人、家族三人の計七通であった。その中には「派遣絶対反対」との回答もあった。この中で、「治安が悪くても早期に派遣すべきだ」との回答は一通だけ。「国内が不安定なうちは行くべきではない」が三人、「海外派遣はすべきではない」が二人、「安全な地域があればそこで活動すべきだ」が一人であった。7月に続いて再質問した、有事立法やイラク特措法に自衛官の気持ちが「十分に考慮されているとはいえない」が四人、「全く考慮されているとはいえない」が三人であった。多くの隊員は現下のイラク情勢のなかでの派兵強行は望んでいないのである。

多くの自衛官と家族が声をあげはじめたいまこそ、私たちの責任は重大である。帰国した第一次派遣部隊の隊員の声を吸い上げる活動も重要だ。すでに第2次の派兵がはじまっているが、自衛官と家族への呼びかけを続けよう。

(きもと しげお)